

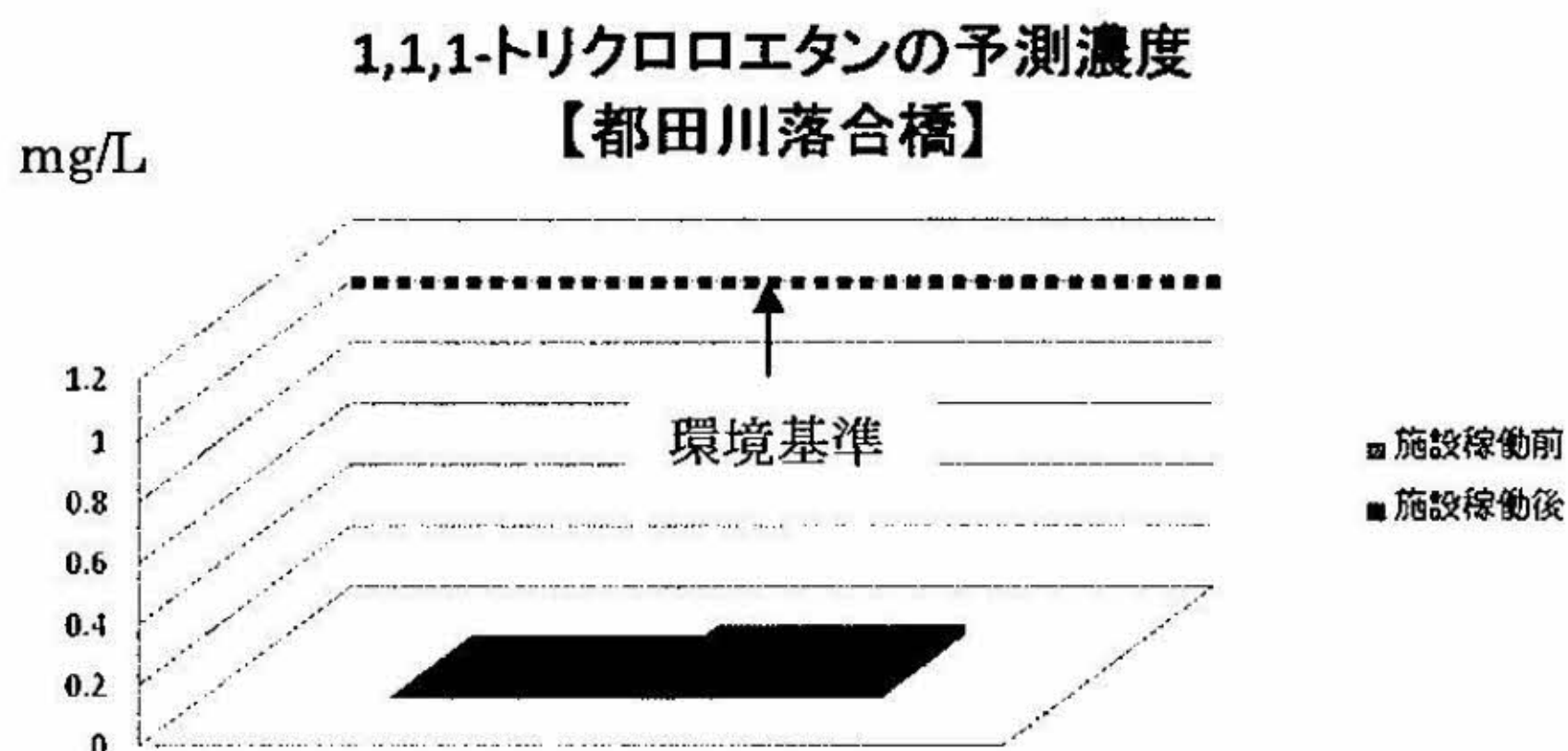
C-6-7 環境（浸出水汚水・検査）

意見書 No	内 容
159-2-あ	浜名湖の魚介類に与える影響 135P の 61 番の質問「廃液は大丈夫ですか。安全ですか」とい質問に対する回答の中で「浜名湖の魚介類に与える影響について... 落合橋においては有害物質の濃度が上昇することはほとんどないことから、影響はないと考えています」。「ほとんど上昇はない」のでしょうか。 水質的に汚れている落合橋付近でも検出されない有害物質が処分場の稼動で、検出されるようになるものがカドミウム、鉛、Cr6、砒素、有機溶剤 4 種類などが予測されトリクロロエタンという有機溶剤は落合橋ではその現状値の実に 64 倍の濃度となることが予測されている。 従って「落合橋においては有害物質の濃度が上昇することはほとんどない」というのは間違いではないですか。 当社の先回回答の中で「落合橋においては有害物質の濃度が上昇することはほとんどない」という表記は不適切で御座いました。 正確には「落合橋においての有害物質の濃度の上昇による影響はないと考えています。」と表現すべきでした。大変申し訳御座いませんでした。 当社の説明不十分な箇所も御座いましたので、改めて「影響がない」と判断した根拠について説明させていただきます。 根拠① 評価基準としている環境基準が安全を十分考慮した数値であること。 予測評価において「影響がない」とは環境基準を満たしているかを判断基準としています。 では、なぜ環境基準を満たしていれば影響がないと評価するのかということについて御説明させていただきます。 環境基準とは「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として国が設定した行政上の政策目標であり、大気、水、騒音などの分野に亘って設定がなされています。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。 例えば、水質の有害物質の設定根拠について説明させていただくと、疫学的な実験等から得た TDI（Tolerable Daily Intake：耐容一日摂取量）※₁等を基に求められた大変厳しい基準となっています。すなわち、環境基準を満足していれば、その水をたとえ一生涯にわたって摂取したとしても、人の健康には影響がないと国が認めた基準ということになります。 御指摘の複数の物質について、環境基準及び落合橋における予測結果を比較した表を下に記します。 予測結果はいずれも環境基準を下回っており有害物質濃度上昇による影響はないという評価に至っています。御指摘のとおり 1,1,1-トリクロロエタンについても都田川落合橋地点で最大で現況濃度の 64 倍に上昇することとなりますが、それでも下図に示すように環境基準を大幅に下回ることができるという予測結果となっておりますので、環境をはじめ人の健康などにもまった

く影響のないレベルだと考えています。

単位:mg/L		
	環境基準	落合橋の予測結果
カドミウム	0.01	0.001
鉛	0.01	0.005
六価クロム	0.05	0.02
砒素	0.01	0.005
1,1,1-トリクロロエタン	1	0.032

※1：ヒトが生涯にわたって摂取しても健康に影響が無い、汚染物質の一日あたりの摂取量



根拠② 十分な安全率を配慮した予測方法。

生活環境影響調査の予測結果では、理論上求められる汚濁物質の最大濃度を示しています。しかし、実際の環境中における濃度は、自然浄化による濃度減少等も期待されるため、予測結果よりも低い値になると考えています。

これより、予測計算は十分に安全側に立って実施していると考えられます。

また、「水質的に汚れている落合橋付近でも検出されない有害物質が処分場の稼働で、検出されるようになる…」との意見が御座いましたが、これも安全側に立った予測計算を行った結果と考えています。

予測で表した将来濃度の計算方法を式で表すと次のようになります。

※ 現況濃度＋施設が寄与する汚濁負荷濃度＝将来濃度

ここで、都田川（落合橋）の【鉛】を例にして計算過程を説明しますと、

現況濃度（0.005mg/L 未満）＋施設が寄与する汚濁負荷濃度（0.00002885mg/L）＝将来濃度
と計算しています。

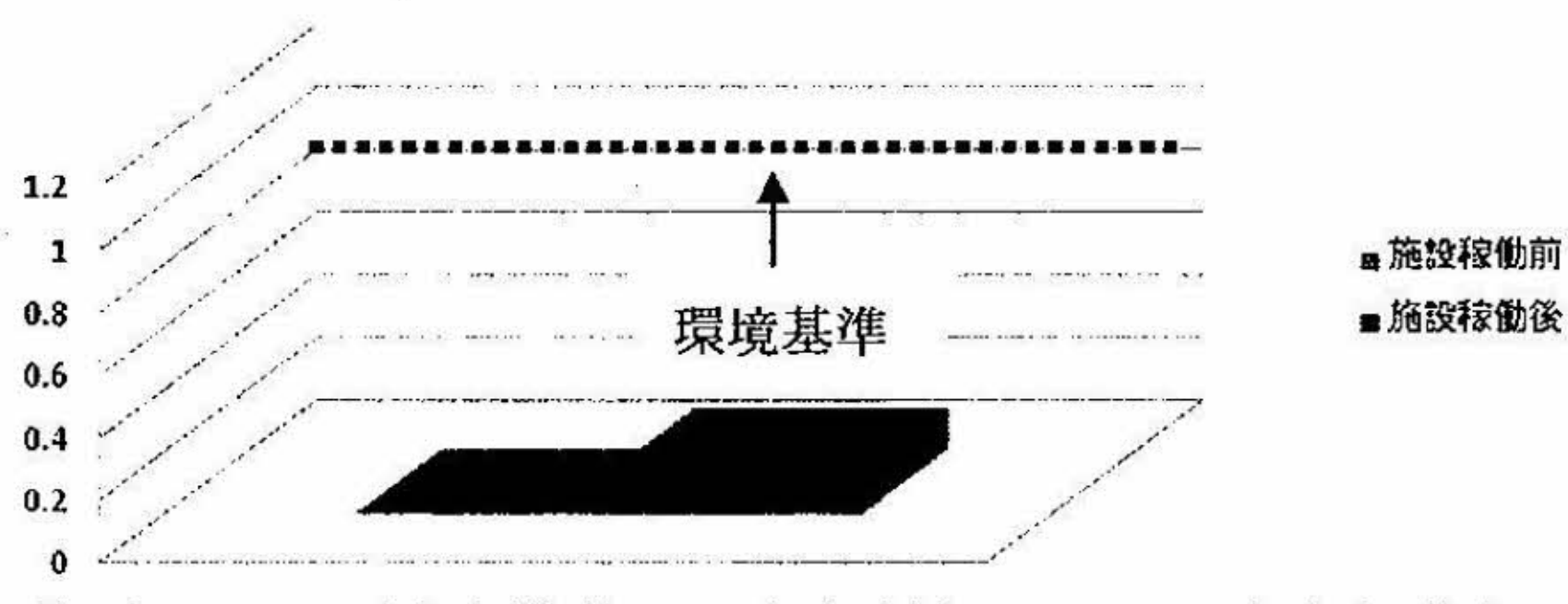
施設が寄与する鉛の汚濁負荷濃度は、わずか 0.00002885mg/L に過ぎませんが、現況濃度が未満表示のままでは計算できないため、安全側に立って現況濃度を 0.005mg/L として扱っています。

従って、計算は

現況濃度(0.005mg/L)＋施設が寄与する汚濁負荷濃度（0.00002885mg/L）＝

	将来濃度(0.00502885mg/L) この計算結果を生活環境影響評価報告書では、将来濃度（予測結果）「0.005mg/L」と表記しています。予測結果をみると「水質的に汚れている落合橋付近でも検出されない有害物質が処分場の稼働で、検出されるようになる…」と御心配になるかもしれませんが、実際には上昇する濃度は 0.00002885mg/L と分析装置でも検出できないほどの低濃度となります。 以上より、生活環境影響評価報告書で「影響がない」と判断したのは、 I. 十分な安全率をもって計算した予測結果であること II. 疫学の観点から十分な安全率をもって設定された環境基準を下回っていることが根拠であり、落合橋においてもの有害物質の濃度の上昇による影響はないと考えています。
159-2-い	環境基準まで河川を汚してよいのか いたるところで環境基準を引き合いに出しているが、現状の神宮寺川は環境基準とは比べ物にならないほどよい水質であり、環境基準まで汚してもかまわないという思想は、環境を口にするべきひとや企業の言葉ではない。ちなみにダイオキシンは花見橋では、現状の 18 倍も汚されると予測され、落合橋付近まで汚染は続くことが予測されている。トリクロロエタンについては、花見橋付近では 260 倍も汚染を増加することになっている。環境基準まで河川を汚してもよいとお考えか。 確かに、予測評価においては環境基準を満たしているかを判断基準としています。 それでは、なぜ環境基準を満たしていれば影響がないと評価するのかということについて説明させていただきます。 環境基準とは「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として国が設定した行政上の政策目標であり、大気、水、騒音などの分野に亘って設定がなされています。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。 例えば、水質の有害物質の設定根拠について説明させていただくと、疫学的な実験等から得た TDI（Tolerable Daily Intake：耐容一日摂取量）※₁等を基に求められた大変厳しい基準となっています。すなわち、環境基準を満足していれば、その水を一生涯にわたって飲用し摂取したとしても、人の健康には影響がないと国が認めた基準ということになります。 従いまして、環境基準を満たすことで生活環境を保全することができると考えております。 ※₁：ヒトが生涯にわたって摂取しても健康に影響が無い、汚染物質の一日あたりの摂取量 御指摘のとおり、1,1,1-トリクロロエタンの花見橋地点での予測結果は確かに最大で現況濃度の 260 倍上昇することとなっていますが、それでも下図に示すように環境基準を大幅に下回ることができるという予測結果となっておりますので、環境をはじめ人の健康などにもまったく影響のないレベルだと考えています。

1,1,1-トリクロロエタンの予測濃度 【神宮寺川花見橋】



これら生活環境影響調査の予測結果では、十分な安全率を配慮した予測方法、すなわち理論上求められる汚濁物質の最大濃度を示しています。しかし、実際の環境中における濃度は、自然浄化による濃度減少等も期待されるため、予測結果よりも低い値になると考えています。

これより、予測計算は十分に安全側に立って実施していると考えられます。

なお、当社では下流河川における環境基準を満たすとともに、少しでも河川への汚濁負荷を低減させるために、浸出水処理施設からの排水において一部法令基準よりも厳しい維持管理基準を設定している項目が御座います。（右表の網掛け部分）

浸出水処理施設からの放流水の維持管理基準値

項目	法令基準	維持管理基準	項目	法令基準	維持管理基準
排水量(m ³ /日)	-----	342	トリクロロエタン	0.3	0.3
BOD	60	15	トリクロロエレン	0.1	0.1
SS	60	10	1,3-ジクロロプロパン	0.02	0.02
ダイオキシン類	10	10	ブタジエン	0.06	0.06
カドミウム	0.1	0.1	シアン	0.03	0.03
金シアン	1	0.1未満	アセトアルデヒド	0.2	0.2
鉛	0.1	0.1	ベンゼン	0.1	0.1
六価クロム	0.5	0.5	ヒン	0.1	0.1
砒素	0.1	0.1	ふっ素	15	8
総水銀	0.005	0.0005	ほう素	50	10
アクリル水銀 ^{※1}	0.0005未満	0.0005未満	pH	5.8～8.6	6.0～8.0
PCB	0.003	0.0005未満	クロ	90	15
ジクロロメタン	0.2	0.2	全窒素	60	60
四塩化炭素	0.02	0.02	全窒素(アモニア等) ^{※2}	200	50
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ^{※3}	なし	30
1,1-ジクロロエレン	0.2	0.2	亜鉛	2	0.25
ジス-1,2-ジクロロエレン	0.4	0.4	銅	3	0.25
1,1,1-トリクロロエタン	3	3	全銅	8	1
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06			

注1)法令基準とは「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理基準を定める省令等の施行について」による基準。

2)各項目の単位は、ダイオキシン類はpg-TEQ/L、pHについては単位なし、その他は全てmg/L。

※1)排水銀の法令基準は「不抽出」は0.0005mg/L未満であることを表す。ここでは予測に必要な濃度を表記しているため、法令上同意である0.0005mg/L未満としている。

※2)全窒素(アモニア等)とは、アモニア、アモニア化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を足したものの。

※3)硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は法令基準はないが、環境基準に設定されている。予測に排水濃度が必要となるため、新たに施設排水の水質基準を設定した。

159-3-あ

①処理水中の塩類の影響は

焼却灰や浸出水処理に使用する薬剤の水溶性塩類による河川生物や植物に影響はないのか。浸出水の塩類はシートから漏れれば数百倍の電気伝導度として検出されるとされている。そのくらい焼却灰をはじめとして埋め立て廃棄物処理は多量の塩類を含む。河川の塩類濃度の影響評価作業を行ったのか。

②脱塩装置を設置するお考えはないのか。

①塩分の影響評価については次のとおりです。

＜稲作への影響＞

塩類の影響が最も大きい時期は【活着期】とされています。この時期の塩化物イオン濃度予測結果は花見橋で 80mg/L 程度となっており、塩害発現限界塩素濃度の 500mg/L を下回っています。そのため、稲作への影響はないものと考えております。

表1 稲の生育時期と塩害発現限界塩素濃度(灌漑水・千葉県資料)

生育時期	被害発現限界塩素濃度
活着期	500 ～ 700 mg/ℓ以下
分けつ期	700 ～ 1000 mg/ℓ以下
出穂期以降	1000 mg/ℓ以下

表2 稲作に対する塩分の影響

単位 (mg/L)

項目	原水濃度	稲作への影響濃度(*1)	神宮寺川							
			花見橋		月見橋		向島セキ		禊橋	
			現況(*2)	予測	現況	予測	現況	予測	現況	予測
取水期	8000	500	5	80	5	72	5	51	5	36

注1) 最も影響が大きいとされる【活着期】(＝取水期)の塩害発現限界塩素濃度。表1参照。

2) 現況河川の塩化物イオン濃度の測定は行っていないが日本の河川の塩化物イオン濃度平均5.8mg/Lを参考に設定した。

＜魚類への影響＞

淡水魚であるメダカ・タモロコ等を対象に実験を行った文献によると、塩化物イオンが 2000mg/L 以下であれば遊泳異常や摂餌状況に異常が見られないとされています。予測結果では取水期で 36～80mg/L、湧水期で 173～354mg/L 程度と考えられることから、一般的な魚類に対する影響はないものと考えております。

表3 魚類に対する塩分の影響

単位 (mg/L)

項目	原水濃度	魚類への影響濃度(*1)	神宮寺川							
			花見橋		月見橋		向島セキ		禊橋	
			現況(*2)	予測	現況	予測	現況	予測	現況	予測
取水期	8000	2000	5	80	5	72	5	51	5	36
湧水期			5	354	5	173	5	206	5	210

表1) 魚類の塩分耐性実験結果(河川環境総合研究所報告 2004)より、遊泳異常や摂餌状況の変化が認められない濃度。(実験対象魚種ギンブナ、カマツカ、ナマズ、メダカ、オイカワ及びタモロコ)

2) 現況河川の塩化物イオン濃度の測定は行っていないが日本の河川の塩化物イオン濃度平均5.8mg/Lを参考に設定した。

②上記の所見により、脱塩装置を設置することは考えておりません。

生物処理が正常に行われていれば、有害物質も処理されると言っているが、UV モニターは BOD 濃度の検出限界はいくらか。また COD 濃度の検出限界はいくらか。

UV 計は、特定波長の紫外線を用いて、有機物質に吸収される紫外線光度を測定します。

すなわち、有機物質の濃度を紫外線吸光度 (UV 値) の単位 (Abs) で表します。

一般的には、この UV 値は COD 濃度に対する相関が良いとされており、UV 計で UV 値を測定換算し、COD 濃度として表示することができます。この換算式は、実際に処理水を UV 計で測定して得た UV 値と、実際に処理水を分析して得た COD 濃度との相関を統計処理し、導き出します。

また、BOD 濃度に対しても、同様に UV 値を BOD 濃度に測定換算することは可能ですが、相関の度合いは COD に比較して劣ります。

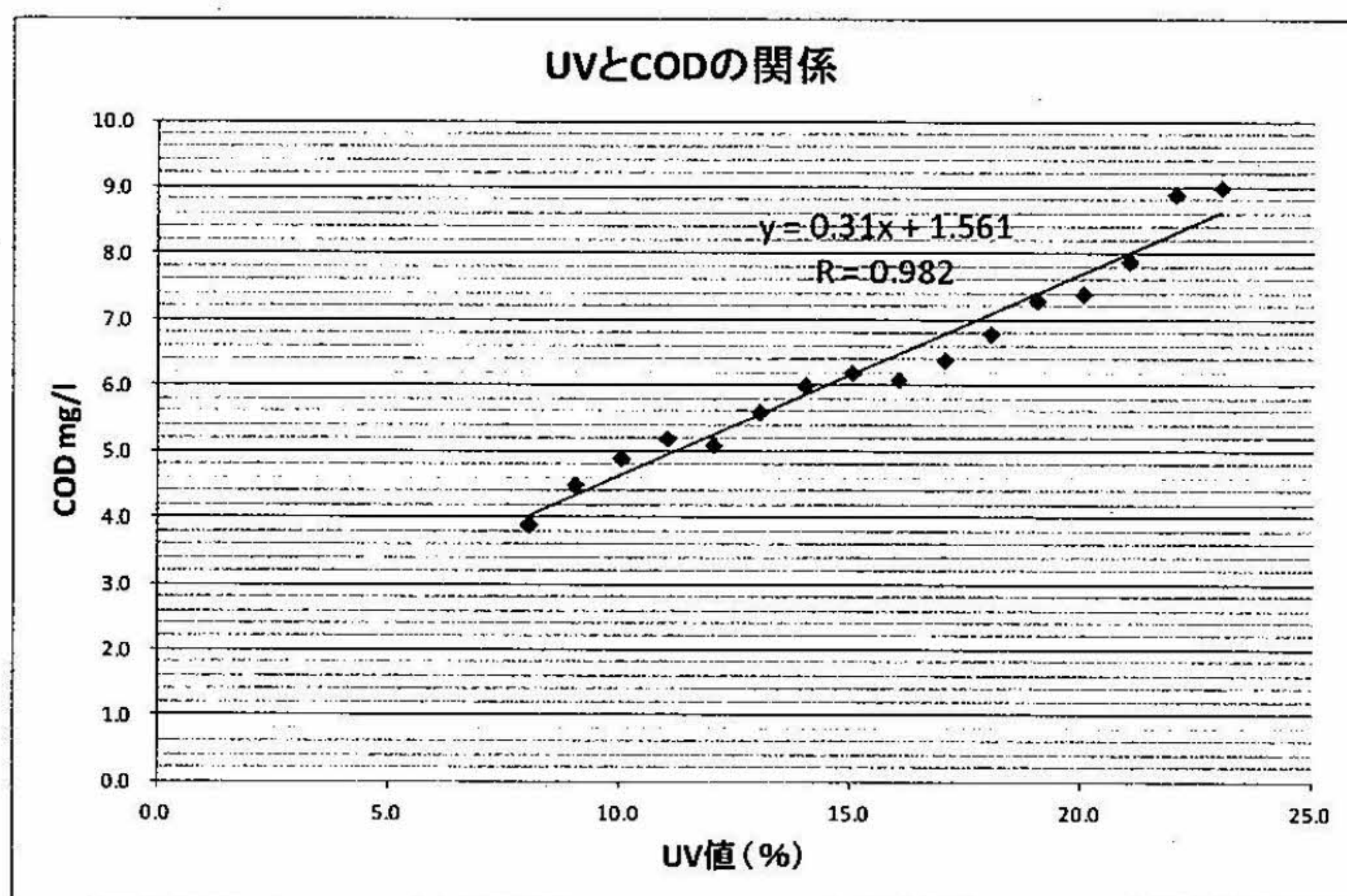
従って、UV 計を用いた処理の正常異常の判断については、BOD 濃度の換算値は用いず、上記の UV 値を COD 濃度に換算した数値で評価致します。

なお、補足ですが、UV 計とは別に、BOD、COD については直接その値を月 1 回測定致します。

・検出限界について

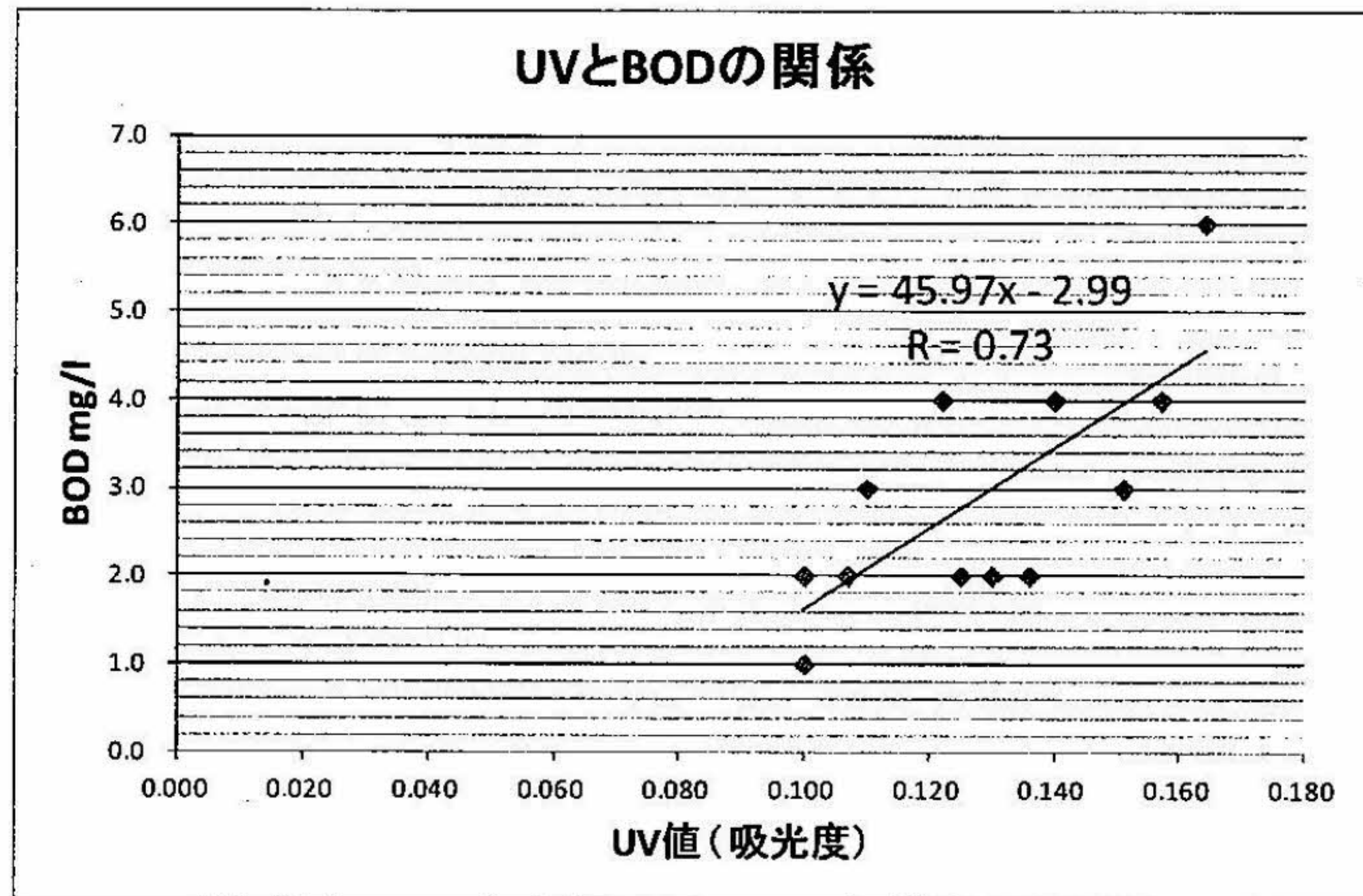
UV 計の検出限界としては、「表示分解能」がこれにあたると考えられ、例えば横河電機・UV700G を使用した場合 0.0001Abs となります。そして COD 濃度は、UV 値と COD 分析値 (手分析) との相関として評価することとなります。実際にはその相関を取った上での判断となりますが、COD 分析の定量下限値 0.5mg/l が、検出限界に相当すると考えられます。

<参考：UV 値と COD 値の相関の例（水処理メーカー提供資料）>



※上記グラフにおいて、UV 値 100%が 2.0Abs、すなわち 10%が 0.2Abs を示しています。

<参考：UV 値と BOD 値の相関の例（水処理メーカー提供資料）>



159-3-う UV モニタによる重金属等の判定

浸出水の BOD 処理は正常に行われていれば、したがって UV モニターで異常がなければ、重金属等の処理も正常に行われているという科学的見解（学会論文等）があれば示して下さい。

先回の見解書説明会においても御説明させていただきましたように、UV 計では、重金属類の濃度を直接測定することはできません。また、重金属その他有害物質の全物質を連続的にモニタリングするのは技術的にも困難です（例えば、重金属のモニター機器はバッチ式となり連続的には検出できません）。しかしながら、下記のような安全対策を盛り込むことにより、安心していただける施設を目指しています。

本浸出水処理施設は、凝集処理、生物処理、活性炭吸着、キレート吸着を組み合わせた方式ですが、重金属類は主に凝集処理で除去され、残存した重金属類はキレート処理で確実に除去されます。

また、本施設の連続監視モニタリング機器として、

- ①凝集処理には、pH 計
- ②生物処理には、水温計、pH 計、DO 計、ORP 計
- ③最終監視槽には、UV 計、pH 計

が設けられており、これらのモニタリング値により凝集沈殿や生物処理の機能状況が把握できるよう計画しています。そして、これらの施設は維持管理要領に基づいた日常点検等により最適な

	状態で運用されます。さらに、最終監視槽では、万一の場合にそなえ、「UV 計による有機物質の濃度」や「pH 計による pH 値」のモニタリングを行っていますが、そこで「処理に異常があることを示す値」が検知された場合、その処理は不完全であると自動的に判断され、この不完全処理水の放流は速やかに停止され、改めて処理を行うために流量調整槽に返送するように設計しております。 このように間接的ではありますが、UV 計、pH 計及び各モニタリング機器について総合的に連続監視することが、重金属等の処理状況の把握には有効であり、また同様のシステムに関する実績も多数あります。 なお、対象とする重金属類やその他有害物質を直接測定するために、定期的な分析機関による分析により行いますが、浸出水処理施設の立ち上げから、安定した性能を発揮できるまでは、分析（自社分析含む）の回数を増やし、処理水中の重金属類が安定して処理されていることを確認致します。
162	大量の有害物質を含んだ浸出水は、一滴たりとも処分場外に出すことは許されない。なぜなら現河川は自然そのものだからである。 浸出水は薬剤および微生物等の力を利用し適切に処理が行われた後に放流されます。放流水については、一部項目につき法律で規制されている基準よりも厳しい値を採用しており、神宮寺川の水質は国が定めた「人の健康の保護に関する環境基準」を全て満たすことができます。そのため、人体に害が生じることはありません。農業への影響についても、水稻を対象とした農業用水基準が守られることで回避できると考えています。 また、本浸出水処理施設における設計の思想として、連続監視モニタリングを行い常に浸出水が施設にて適切に処理されているかを監視する設計となっております。ここで、計器が「処理に異常があることを示す値」を検知した場合には、速やかにこの不完全処理水の放流を停止し、改めて処理を行うため流量調整槽に返送するよう設計しております。同時に、処理系統内の異常箇所を特定し、必要に応じた補修等を行い、正常運転へ早期に復旧できるように致します。加えて、処分場においては緊急用のゲートバルブを閉じることで、浸出水の処理施設へのルートを一時的に停止し処分場内に閉じ込めることが可能な設計としております。 以上のように、本計画にあたっては、生活環境の保全を第一に考え、「廃棄物処理法」等、関係諸法規の基準を十分遵守し万全を期して設計・施工することとしているため、御懸念の有害物質を含んだ水の現河川への漏えいや自然環境への影響は無いと考えております。 何卒、御理解を賜ればと存じます。
199	前回の見解書説明会で住民からの質問が出た重金属類に対する数値が pH や UV では数値がないという事に対して詳しく説明がほしい。その対策法を教えてほしい。

	先回の見解書説明会においても御説明させていただきましたように、確かに pH 計や UV 計では、重金属類の濃度を直接測定することはできません。また、重金属その他有害物質の全物質を連続的にモニタリングするのは技術的にも困難です（例えば、重金属のモニター機器はバッチ式となり連続的には検出できません）。しかしながら、下記のような安全対策を盛り込むことにより、安心していただける施設を目指しています。 本浸出水処理施設は、凝集処理、生物処理、活性炭吸着、キレート吸着を組み合わせた方式ですが、重金属類は主に凝集処理で除去され、残存した重金属類はキレート処理で確実に除去されます。 また、本施設の連続監視モニタリング機器として、 ①凝集処理には、pH 計 ②生物処理には、水温計、pH 計、DO 計、ORP 計 ③最終監視槽には、UV 計、pH 計 が設けられており、これらのモニタリング値により凝集沈殿や生物処理の機能状況が把握できるよう計画しています。そして、これらの施設は維持管理要領に基づいた日常点検等により最適な状態で運用されます。さらに、最終監視槽では、万一の場合にそなえ、「UV 計による有機物質の濃度」や「pH 計による pH 値」のモニタリングを行っていますが、そこで「処理に異常があることを示す値」が検知された場合、その処理は不完全であると自動的に判断され、この不完全処理水の放流は速やかに停止され、改めて処理を行うために流量調整槽に返送するように設計しております。 このように間接的ではありますが、UV 計、pH 計及び各モニタリング機器について総合的に連続監視することが、重金属等の処理状況の把握には有効であり、また同様のシステムに関する実績も多数あります。 なお、対象とする重金属類やその他有害物質を直接測定するために、定期的な分析機関による分析により行いますが、浸出水処理施設の立ち上げから、安定した性能を発揮できるまでは、分析（自社分析含む）の回数を増やし、処理水中の重金属類が安定して処理されていることを確認致します。
201-2	産廃場の設置に反対する。 ここでは、有害重金属廃棄基準と検出についての立場から、反対するものである。 さて、産廃施設には有害金属を含む廃棄物も保管対象となっている。 これらの廃棄物における有害金属の濃度は「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の別表第一（第一条、第三条関係）」によって廃棄基準が設けられている。（表 1） 表 1 には環境基準も示した。産廃基準の値は、環境基本法、第三節、環境基準 第十六条による「土壤環境基準」と比較すると、金属イオンで 30 倍の濃度、有機物で 10 倍に定められてい

る。

たとえば、イタイイタイ病の原因とされたカドミニウムは、環境基準の「検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下」(0.01ppm) に対し、廃棄基準は「検液 1 リットルにつきカドミニウム 0.3mg 以下」、すなわち 0.3ppm である。

また、環境基準では強い毒性のため検出されてはならない物質、例えば有機リン、シアン化合物、アルキル水銀、PCB の濃度も記載されている。

これらの有害物質が産廃として捨てられ、蓄積された場合、残された産廃場は汚染地域となる。したがって、産廃物質を蓄積している時点ばかりなく、産廃施設として機能しなくなったのち残された土地から、上記の有害物質が、雨水とともに流れ出る恐れがある。

これらの有害物質は、表の濃度では即座に動植物や住人に影響が出る値ではないが、長い期間にわたって知らないうちに体内に吸収蓄積され、何年か後に初めて症状が現れる事が予想される。

したがって、表 1 の物質が常時どの程度の濃度で産廃場の排水中に含まれているのかを監視することは、非常に重要である。

しかるに、産廃場からの排水は、常時は UV と pH でのみ検査されているに過ぎず、また、スポット検査も、総窒素 (T-N) や水の濁り (SS) を検査するのみで、表 1 の有害物質を検査する対象としていない。すなわち、現状では表 1 の有害物質が長年にわたり、垂れ流しにされる恐れが十分にあり、住人の健康が害される危険がある。

産業廃棄物最終処分場に埋め立てることの出来る各重金属類に関しては御指摘のとおり濃度規制及び埋立ての際の不溶化処理の基準が定められております。

一方、埋め立てられた重金属類の挙動に関しては、浸出水処理施設において処理(除去)され生活環境に影響を与える濃度で流出することはありません。

本浸出水処理施設は、凝集処理、生物処理、活性炭吸着、キレート吸着を組み合わせた方式ですが、重金属類は主に凝集処理で除去され、残存した重金属類はキレート処理で確実に除去されます。

そして、今回の事業計画に関し、生活環境影響調査を実施した結果、計画地の下流域において環境基準(※)を十分達成できるという評価となっているため、人の健康の保護及び生活環境の保全を行うことができると考えております。

また中長期的な話で言えば、最終処分場においては「埋立終了」後も、浸出水処理や処理水などのモニタリングを継続し、放流水の水質含め法の廃止基準を満たしてはじめて施設「廃止」となります。

「廃止」という状況では、もはや最終処分場は安定し、処理を行わなくとも、浸出水は周辺環境に影響を及ぼすこともありません。

これは、処分場内に浸透した雨水の通水経路に存する廃棄物周囲に酸化還元膜や微生物膜が発達し、廃棄物からの重金属類の流出が止まるためです。

さて、御質問の「常時は UV と pH でのみ検査されている。」の御指摘についてですが、本計画の浸出水処理施設では、生物化学的処理と物理化学的処理の 2 種類の処理を行っております。

UV センサーでは生物化学的処理の処理後に流出する有機物を検知する目的で設置され、重金属の検知には適していません。また pH センサーに関しては化学的処理の精度を検知します。

つまり、生物処理において BOD・COD に大きく影響する有機物の状態を UV センサーで把握し、また、化学的処理における重金属類は pH センサーで凝集沈殿の反応状況を把握することを目的としています。

これらは平常時（健全運転時）に常時監視している UV・pH センサー値に対し一定の変動を捕らえる目的で設置するものです。UV・pH に「処理に異常があることを示す値」が認められる場合は、浸出水処理機能に変調を来たしていると捉え、その不完全処理水の放流を速やかに停止とともに、改めて処理を行うために、流量調整槽に返送するように設計しております。同時に、処理系統内の異常箇所を特定し、必要に応じた補修等を講じ、正常運転へ早期に復旧できるように致します。

対象とする重金属類やその他有害物質を第三者分析機関において直接測定する際は、水質試験の結果が得られるまでに 10～14 日程度の日数が必要となり、その間流出の危険性が生じるなどの弊害があります。これらのことを防止する意味でも、UV・pH センサーによる監視による方式が合理的であり、当計画ではこの方式を採用しています。

これを人間の健康診断に置き換えて例えば、血液検査の PSA 値が上昇すると前立腺肥大の可能性があり、一定値より高いと前立腺がんの可能性がある等の予測診断を下し、精密検査に進む事と同じような考え方です。

なお、1 点補足させていただきますと、浸出水処理施設からの放流水の測定につきましては、pH、BOD、COD、SS、T-N については月 1 回、お示しいただいた表 1 の項目含めその他の放流水モニタリング項目については年 1 回の測定が法の規定により義務付けられており、これを実施することとして説明してまいりました。しかしながら、皆様により御安心頂くため、その他の放流水モニタリング項目につきましても、年 2 回の実施と致したく今般御提案させていただきます。（巻末/資料 G 参照）

※「環境基準」に関する説明

環境基準とは「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として国が設定した行政上の政策目標であり、大気、水、騒音などの分野に亘って設定がなされています。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。

例えば、水質の有害物質の設定根拠について説明させていただくと、疫学的な実験等から得た TDI（Tolerable Daily Intake：耐容一日摂取量）※₁等を基に求められた大変厳しい基準となっています。すなわち、環境基準を満足していれば、その水を一生涯にわたって飲用し摂取したとしても、人の健康には影響がないと国が認めた基準ということになります。

	従いまして、環境基準を満たすことで生活環境を保全することができると考えております。
--	---

	※1：ヒトが生涯にわたって摂取しても健康に影響が無い、汚染物質の一日あたりの摂取量
--	---